

家きん農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認による
野鳥監視重点区域の指定について

令和4年12月16日
沖縄県自然保護課

本日、金武町の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された旨の報告がありました。

この報告を受け、環境省は、発生農場の周辺10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。今後、当該区域内を中心に、環境省等関係機関と連携し、野鳥の異常の監視を強化します。

1 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず県民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県自然保護課や市町村役場に御連絡ください。

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

2 今後の対応

- ① 県及び関係機関において、当該区域内を中心に、野鳥の異常の監視を継続
- ② 死亡個体や衰弱個体を早期発見・回収し、簡易検査を実施
- ③ 県畜産課、ワクチン検査推進課などの関係機関におけるそれぞれの対応の実施